

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。

令和 6 年 6 月 1 日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

■受診の際に マイナ保険証を利用する患者様 初診（月に 1 回）：1 点 再診（3 ヶ月に 1 回）：1 点	■受診の際に マイナ保険証を利用されない患者様 初診（月に 1 回）：3 点 再診（3 ヶ月に 1 回）：2 点
---	---

生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

当院では患者さんの状態に応じ、28 日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

ニコチン依存症管理料

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝い出来るよう禁煙外来を設けております。ご希望の方は受付までお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

（一般名処方とは）

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

令和 6 年 10 月より、医療上の必要性があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50% 以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページで公表されています。